

一般社団法人奥多摩観光協会入会等規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条、第9条及び第10条の規定に基づき、当法人の入退会等の手続き及び会費等について、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 当法人の会員は次の3種別とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同して入会した奥多摩町内に在住する個人及び奥多摩町内に事業所等を置く団体

(2) 賛助会員

当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(3) 特別会員

当法人の運営に必要な知識や経験を有する者で理事会の推薦と社員総会の承認を経た個人又は団体

(入会手続き)

第3条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、入会届（様式第1号）を提出し、1口以上任意の会費口数を申し込まなければならない。

2 特別会員の入会については、本人又は団体の代表者の承諾を得て理事会が推薦し、社員総会の承認を得なければならない。

(入会資格)

第4条 会員として入会する者は、以下の条件を満たすものとする。

(1) 当法人の事業に賛同し、事業に協力できること

(2) 法令及び規則、当法人の定款及び諸規定を遵守すること

(会員資格の取得)

第5条 正会員及び賛助会員の入会申込を行った者は、理事会における承認をもって当該資格を取得する。

2 特別会員については、社員総会における承認をもって当該資格を取得する。

3 入会日は、会員資格を取得した日とする。

(社員名簿への登録)

第6条 正会員及び賛助会員は当法人の管理する社員名簿に登録する。

2 正会員及び賛助会員は、第3条に規定する入会届に記載した主要事項に変更があった場合、書面をもって届け出なければならない。

(入会金)

第7条 当法人は、入会金を設けない。

(会費)

第8条 会員の年会費は、別表1のとおりとし、会費口数分の年会費を、別表2のとおり当法人が指定する期日までに納入しなければならない。

- 2 会費が納入されない場合は、定款の定めるところにより会員の資格を喪失する。
- 3 会費の納入方法は、口座振替又は当法人が指定する方法によるものとする。

(会費口数の変更)

第9条 正会員及び賛助会員は、会費口数変更届(様式第2号)を提出することにより、1口以上の任意の会費口数に変更することができる。

- 2 前項の変更は、会費口数変更届が提出された日の属する年度の次年度以降から効力を生ずるものとする。

(退会)

第10条 会員は退会届(様式第3号)を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

- 2 前項の場合、既に納入された会費は返還しない。
- 3 退会日は、退会届が当法人に提出された日とする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年5月19日から施行する。

別表1

種 別	会費 (年)
正 会 員	1口 2,000円
賛助会員	1口 2,000円
特別会員	1口 0円

別表2

期	期 間	納 期
第1期	4月1日～ 7月31日	6月25日 (土日祭日の場合は金融機関の翌営業日)
第2期	8月1日～ 11月30日	9月25日 (土日祭日の場合は金融機関の翌営業日)
第3期	12月1日～ 3月31日	1月25日 (土日祭日の場合は金融機関の翌営業日)